別紙１

令和８年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰推薦要領

１　推薦の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた介護事業者を対象とすることとする。

介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成９年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に基づく介護サービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

２　推薦者数

「介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰実施要領（令和５年１月 12 日厚生労働省老健局長決定、令和６年 12 月５日最終改正）」の「８　表彰の種類及び表彰数」に定める「優良賞　『居宅サービス部門』」及び「優良賞　『施設・居住サービス部門』」の対象サービスに該当する推薦事業者をそれぞれ１以上とし、推薦者数の総数を４以下とすること。また、該当者がいない場合においてもその旨回答すること。

３　推薦事業者の選定・審査方法等

（１）推薦事業者の選定に当たり、全都道府県からの推薦を促す観点から、厚生労働省老健局に事務局を設け、全国の介護事業者を対象とした公募を行う。事務局にて受け付けた推薦事業者は、その申請内容に不備が無いか等を確認の上で事業所所在地である都道府県に送付するので、各都道府県において実施する（２）①～③の公募等と併せて、推薦事業者の選定を行うこと。

（２）推薦事業者の選定に当たっては、以下の①～④の方法が考えられるが、表彰を通じた優良事例の横展開を図るという本表彰の趣旨に鑑み、より多くの介護事業者に参画を促す観点から、原則として①の方法による公募を行っていただきたい。

推薦事業者の選定に当たっては、（１）により事務局が各都道府県に送付する推薦事業者も併せて選定すること。ただし、①～③を実施せず、④の方法のみで推薦することは認められない。また、③による場合には、特定の団体でなく、可能な限り複数の団体と協議を行うこと。

① 都道府県において公募、審査を実施の上で表彰候補者を推薦する方法

② 類似の表彰制度の結果に基づき、表彰候補者を推薦する方法

③ 都道府県において管内関係事業者団体等と協議の上、表彰候補者を推薦する方法

④ （１）により事務局が送付した介護事業者について、審査を実施した上で表彰候補者を推薦する方法

（３）介護事業者の提出書類の審査に当たっては、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要領」の「（別紙１）介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考基準」を参考とすること。

（４）厚生労働省の事業等に参画して一定の成果が得られた介護事業者の事例及び本表彰に係るこれまでの実施概要を、以下の厚生労働省ホームページにおいて紹介しているところであり、推薦事業者の選定にあたり適宜参考にすること。

（リンク先）

・介護分野における生産性向上ポータルサイト
https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html

・令和７年度実施概要
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo_00004.html

・令和６年度実施概要
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo_00002.html

・令和５年度実施概要
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo.html

（５）推薦事業者は以下の要件を全て満たすこと。また、（別紙３）の関係法令遵守報告書を都道府県知事に提出すること。

① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守していること。

② 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、 船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

４ 調書等の作成及び提出

（１）（別紙２）調書及び（別紙３）関係法令遵守報告書について、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室まで提出すること。

提出期日：令和８年３月 13 日（金）（厳守）
提出先　：kaigoseisansei@mhlw.go.jp

（２）（別紙２）調書の「１　基本情報」に記載する名称は、「運営法人」の名称の欄には登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載の名称を、「事業所・施設等」の名称の欄には、介護保険法に基づく指定を受けている者はその指定を受けている名称を、老人福祉法に基づき届出を行っている者はその届出をしている名称を、若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を行っている者はその登録をしている名称を記載すること。

（３）（別紙２）調書の「２　具体的な取組内容」のそれぞれが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入すること。記載内容は、大分類「職員の待遇改善に係る取組（待遇改善）」、「人材育成に係る取組（人材育成）」、「介護現場の生産性向上に係る取組（生産性向上）」より、一つ以上選択すること。ただし、同一の大分類について２つ以上記載することはできない（例：待遇改善の取組を複数選択することはできないので、待遇改善、人材育成、生産性向上の各取組は１つずつであること）。なお、「抱えていた課題」、「取組時期」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」は調書の「小分類」で記入した取組に対応する記載とする。
（別紙２）調書の「２　具体的な取組内容」における「実効性」及び「持続性」は、複数の取組の実践を通じてその事業所・施設の全体に波及した効果について記載すること。なお、取組が１つのみであっても、「実効性」及び「持続性」を記載すること。

（４）調書等の事務局への提出に際しては電子媒体のみとし、紙媒体の提出は不要とすること。

（５）調書等の内容を補足するため、写真等の参考資料を添付することを可能とするが、１事業所・施設等につき、10 ページを上限とすること。なお、提出に際して、電子媒体での送付が困難な場合、個別に連絡の上、事務局が指定する部数の紙媒体を提出すること。
なお、参考資料は調書等の記載内容を確認することに用い、選考において評価の対象としない。

（６）調書等の提出と併せて、事務局の求めに応じ、介護事業者の取組と関連する写真の電子媒体を提出すること。

（７）上記の他、事務局は、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容の

照会をする場合がある。

5　表彰の種類及び表彰数

推薦事業者については、厚生労働省老健局長による委嘱を受けた者によって構成される委員会の審査を経て、以下のとおり表彰する。

（1）内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業者を数名程度。

（2）厚生労働大臣表彰

①優良賞「居宅サービス部門」

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第１項に定める「居宅サービス（「特定施設入居者生活介護」を除く）」、同条第 14 項に定める「地域密着型サービス（「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を除く）」、同条第 24 項に定める「居宅介護支援」、第８条の２第１項に定める「介護予防サービス（「介護予防特定施設入居者生活介護」を除く）」、同条第 12 項に定める「地域密着型介護予防サービス」及び同条第 16 項に定める「介護予防支援」として指定を受けている者、第 115 条の 46 に定める「地域包括支援センター」、並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の７の２第１項に定める「老人介護支援センター」を設置する者であって、優れた取組を行う事業者（（1）内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。）を数名程度。

②優良賞「施設・居住サービス部門」

介護保険法第８条 11 項に定める「特定施設入居者生活介護」、同条第 20 項に定める「認知症対応型共同生活介護」、同条第 21 項に定める「地域密着型特定施設入居者生活介護」、同条第 22 項に定める「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、同条第 27 項に定める「介護老人福祉施設」、同条第 28 項に定める「介護老人保険施設」、同条第 29 項に定める「介護医療院」として指定を受けている者、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の４に定める「養護老人ホーム」、第 20 条の６に定める「軽費老人ホーム」、第 29 条に定める「有料老人ホーム」として届出をしている者及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第５条第１項に定める「サービス付き高齢者向け住宅」として登録している者であって、優れた取組を行う事業者（（1）内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。）を数名程度。

③奨励賞

上記以外の事業者。ただし、委員会において不適当と判断された者を除く。

6　留意事項

（1）本表彰は、介護事業者（事業所・施設）単位で表彰を行うものであり、運営法人単位で行うものではないことに留意すること。各介護事業者における取組を広く紹介するため、同一の法人が運営する介護事業者を複数推薦することは避けること。ただし、他の都道府県で推薦されている介護事業者と、運営法人が同一の場合はこの限りではない。

　また、過去に都道府県から推薦された運営法人や介護事業所を今年度推薦することは差し支えないが、当該事業所が過去に受賞したときと同一の取組を記載している場合は推薦の対象とはならない。

　なお、平成 24 年４月以降に開始した取組を行った事業者を推薦の対象とする。

（2）介護事業者の推薦に当たっては、サービス種別を問わず推薦すること。

（3）推薦に当たっては、推薦事業者の法令遵守状況について可能な限り指導監査に携わる関係部局に事前に確認すること。

（4）委員会による審査は、令和８年４～６月を目途に実施する予定である。また、同年夏頃を目途に、内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した介護事業者に対する表彰式を実施する予定である。

　表彰された介護事業者におかれては、介護事業者の代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者が出席することが望ましい。また、表彰式の広報のため各都道府県担当者の出席を求めることがある。